令和9年度　西粟倉村立西粟倉保育園入園のご案内

《保育期間：令和9年4月1日～令和10年3月31日》

1　申込受付期間

令和8年11月17日（火）～令和8年12月9日（水）

2　申込受付場所

オンライン又は**西粟倉村教育委員会**（西粟倉村影石33-1　TEL79-2216）

3　入園要件

① 対象児：保護者が就労等による昼間保育に欠ける生後6ヶ月から令和7年4月1日生まれまでの児童（**保育を必要とする事由**に該当すること）

【保育を必要とする事由】

1. ひと月に48時間以上、仕事をしている。	標準・短時間
2. 妊娠中であるか、出産後間がない。（出産後8週の属する月の末日まで）	標準・短時間
3. 疾病または負傷している。精神または身体に障がいがある。	標準・短時間
4. 同居の親族を常時、介護または看護している。	標準・短時間
5. 震災、風水害、火災、その他の災害復旧にあたっている。	標準・短時間
6. 求職活動を継続的に行っている。	保育短時間
7. 就学している。	標準・短時間
8. 児童虐待、またはDVの恐れがある。	標準・短時間
9. 育児休業取得時に、すでに保育園を利用しているお子さんがいて継続利用が必要。	保育短時間
10.その他、上記の（1）～（9）に類するものとして、村長が認めるもの。	標準・短時間

②保育時間：就労等に応じて

標準時間保育・・・7時00分～17時30分

短時間保育　・・・8時30分～16時30分

延長保育　・・・19時00分まで（別途延長保育料が必要）

※就労等における標準時間・短時間の区分の目安

保育標準時間・・・保護者が月120時間以上の就労（フルタイムを想定）

保育短時間・・・保護者が月48時間～120時間未満の就労（パートタイムを想定）

※保護者のうち、より短い勤務等時間の方の、1か月の勤務等時間を基準とします。

4 提出書類 ※オンラインにて申請してください。

・保育園入園申込書

・就労(採用内定)証明書(入園希望児童と生計を一にする保護者の人数分)

求職中の場合は、求職活動申立書を添付していただき、就労後すみやかに就労証明書を提出してください。

・市町村民税課税・非課税証明書(令和8年度課税分)

※令和8年1月1日に西粟倉村以外に住所を有していた方のみ提出ください。

(従前の住所地の市町村の税担当課で取り寄せてください。)

5 保 育 料

・村民税の課税額により階層区分が決まります。

保護者の所得に対する市町村民課税額及び児童の年齢等により決定します。

・保育料は月単位です。月の途中入退所の場合、日数により減免を行います。

・保育料は市町村民税課税額の決定により、毎年4月と9月に保育料の切り替えを行います。

4月～8月分の保育料	⇒	令和8年度市町村民税課税額により決定
9月～3月分の保育料	⇒	令和9年度市町村民税課税額により決定

※市町村民税課税額を計算する場合には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当税額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当所得の控除、住宅借入金特別控除を適用しません。

保育園徴収金基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		3号認定利用者負担額(3歳未満)	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3階層	市町村民税のうち均等割りのみの課税世帯	8,000円	7,800円
第4階層	市町村民税所得割課税世帯57,700円未満(～約360万円)	14,000円	13,800円
第5階層	市町村民税所得割課税世帯57,700円以上	14,000円	13,800円

※第2子:半額、第3子以降:無償

※延長保育:1回100円

6 入園選考、利用調整について

利用可能数を上回る利用申込があった場合は、申込期限までに提出された書類に基づき保育を必要とする状況を確認し、利用調整を行います。利用調整においては、年齢ごとに入園希望児を取りまとめ、保育の必要性の度合いを点数化した【選考基準指数】と世帯や児童の状況に応じた【優先利用調整指数】を、合算した指数の高い子どもから順に内定者を決定します。この合計指数が同点となった場合は、【同点者選考優先順位表】に基づき、選考します。

※【選考基準指数】、【優先利用調整指数】、【同点者選考優先順位表】は4-5ページをご覧ください。

7 減免制度

第3階層（市町村民税のうち均等割のみ）、第4階層（市町村民税課税57,700円未満）で、父子世帯、母子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯の場合、税の申告が適正になされていれば、保育料が減額される場合があります。減免申請書は、教育委員会にあります。

減免申請書に添付する書類は、ひとり親世帯にあっては、**「ひとり親家庭等医療費受給資格証」、「児童扶養手当証書」など**の写し、在宅障害児（者）のいる世帯の場合は、**身体障害者手帳、療育手帳**などの写しが必要です。

8 保育園入園申込書について

利用を希望する期間の記入については、幼稚園就園時期までとなっておりますが、事務処理の都合上1年間に区切らせていただきます。ご了承ください。

なお、ご不明な点がありましたら、西粟倉村教育委員会 （電話0868-79-2216）まで、ご連絡ください。

西粟倉村保育所等利用調整　　指数表

【選考基準指数表】

区分	保育を必要とする事由		保護者の状況		指数
1	就労・就学（職業訓練）		月140時間以上就労・就学を常態としているもの		10
			月120時間以上140時間未満、就労・就学を常態としているもの		9
			月100時間以上120時間未満、就労・就学を常態としているもの		8
			月80時間以上100時間未満、就労・就学を常態としているもの		7
			月48時間以上80時間未満、就労・就学を常態としているもの		6
			就労先確定（内定）しているが、就労時間が確定していないもの		5
2	妊娠・出産		出産予定日の前後2か月間		7
3	疾病・障害	疾病	1か月以上の入院もしくは入院見込、常時臥床の場合		10
			居宅内療養（1か月以上）	安静を要すると診断された場合又は、日常生活に支障があり、家庭での保育が困難な場合	7
				上記以外で通院加療が必要な場合	3
		障害	療育手帳A・B 身体障害者手帳1・2級 介護保険被保険者証の認定要介護1～5 精神障害者保健福祉手帳1・2級		10
			身体障害者手帳3～6級 介護保険被保険者証の認定要支援1・2 精神障害者保健福祉手帳3級		7
4	介護・看護		介護される人の要介護度が要介護3～5 ※同程度の介護・看護を必要とする場合を含む		7
			介護される人の要介護度が要支援1・2、要介護1・2 ※同程度の介護・看護を必要とする場合を含む		5
5	災害復旧等		風水害、火災、地震等の被災等		10
6	求職活動		求職活動をしている（就労未定）		1
7	児童虐待、DVの恐れ		児童虐待又はそのおそれ、DVにより保育が困難であることに該当する		10
8	育児休業中		年度内に復職予定がある		区分1に準じ、復職後の就労予定時間数に応じた指数の値
			年度内に復職予定がない		区分1に準じ、復職後の就労予定時間数に応じた指数の値から5を減じた値
9	その他		上記の保護者の状況に類するものとして、村長が認める状況		区分1から8のうち村長が認めるものに準じた指数の値

※保護者それぞれの該当する区分の指数を合算し算出します。複数の区分または状況に該当する場合は、高い方の指数で算出します。

【優先利用調整指数表】

区分	分類	保護者若しくは児童又は世帯の状況	指数
A	ひとり親家庭	子どもが母又は父のみに養育されている場合	13
B	生活保護	経済的自立のため緊急に就労を要する場合	1
C	失業	生計中心者が離職しており、就労の必要性が高い場合	2
D	社会的養護	児童虐待又はその恐れ、DVにより保育が困難であることに該当する場合	10
E	障害	申込児童が障害を有する場合	2
F	育児休業明け	保護者が育児休業から復帰するため、児童が同じ保育施設等を再び利用することを希望する場合（育児休業にかかる児童が兄又は姉と同じ保育施設等を利用することを希望する場合も含む）	3
		上記以外	2
G	兄弟姉妹	兄弟姉妹が同一の保育園等の利用を希望する場合	5
		兄弟姉妹が家庭内で保育されている場合又は幼稚園に入園している場合	−2
H	地域型保育事業利用終了児	連携施設がない地域型保育事業を利用しており、年齢到達により西粟倉村内の教育･保育施設等の利用を希望する場合	3
I	保育士等	保護者が保育士･幼稚園教諭･保育教諭の資格を有し、西粟倉村内の教育･保育施設等に勤務する場合	5
		保護者が保育士･幼稚園教諭･保育教諭の資格を有し、西粟倉村外の教育･保育施設等に勤務する場合	3
J	継続利用子ども	現に保育園等を利用しており、継続して保育を必要とし、施設の利用を希望する場合	3
K	保育料滞納世帯	3か月以上の滞納がある場合、かつ3か月以上にわたり納付約束を履行しない場合	−10
L	提出期限遅延	入園申込書を期限内に提出しなかった場合	−1

※複数の区分または状況に該当する場合は、該当するものすべての指数を合算して算出します。

選考指数が同点の場合は下記の優先順位により選考します。

【同点者選考優先順位表】

優先順位	項目
1	村内在住者を優先
2	新規申請より継続･転園の方を優先
3	同一園に入園申込児が2人以上いる者を優先
4	保護者の月当たりの就労時間が長い家庭を優先